

○博物館法施行規則

(昭和三十年十月四日)

(文部省令第二十四号)

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条及び第二十九
九条の規定に基き、博物館法施行規則(昭和二十七年文部省令第二十
一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

博物館法施行規則

目次

- 第一章 博物館に関する科目の単位(第一条・第二条)
 - 第二章 学芸員の資格認定(第三条―第十七条)
 - 第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当た
つて参酌すべき基準(第十八条)
 - 第四章 博物館に相当する施設の指定(第十九条―第二十四条)
 - 第五章 雑則(第二十五条―第二十九条)
- 附則

第一章 博物館に関する科目の単位

(平二一文科令二二・改称)

(博物館に関する科目の単位)

第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2

博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

(昭四六文令二二・平八文令二八・平一二文令七・平一二
文令五三・平二一文科令二二・一部改正)

(博物館実習)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館(法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。)又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の教育委員会の指定した博物館

に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

（平二一文科令二二・全改、平二六文科令二六・一部改正）
正）

第二章 学芸員の資格認定
（資格認定）

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同年以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

（平二一文科令二二・一部改正）
（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

（平一二文科令五三・平二一文科令二二・一部改正）
（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができない。

一 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）を有する者
二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者

四 四年以上学芸員補の職にあつた者
五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同年以上の資格を有すると認められた者

（平三文令三一・平八文科令二八・平一二文科令五三・平二〇文科令一八・平二一文科令二二・平二四文科令二四・平二九文科令三九・一部改正）
（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目	試験認定の必要科目
------	-----------

必須 科目	生涯学習概論 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存 論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メ ディア論	上記科目の全科目
選択 科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理学 化学 生物学 地学	上記科目のうちから受験者の 選択する二科目

(平八文令二八・平二二文科令二二・一部改正)

(試験科目の免除)

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単

位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

(平三文令三一・平八文令二八・平二二文科令五三・平二〇

文科令一八・平二二文科令二二・一部改正)

第八条 削除

(平二二文科令二二)

(審査認定の受験資格)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

二 大学において博物館に関する科目(生涯学習概論を除く。)

に關し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者

イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八

年以上学芸員補の職にあつた者

二 その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

(平三文令三一・平一二文令五三・平一五文科令一五・平一八文科令一一・平二二文科令二二・平二九文科令三九・一部改正)

(審査認定の方法)

第十条 審査認定は、次条の規定により願出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(平二二文科令二二・一部改正)

(受験の手続)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願出なければならぬ。この場合において、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機密保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができる。第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 戸籍抄本又は住民票の写し(いずれも出願前六月以内に交付

を受けたもの)

四 写真(出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの)

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもつて代えることができる。

3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願出する者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならぬ。

4 審査認定を願出する者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

(昭四二文令一九・平一二文令七・平一二文令五三・平一五文科令一〇・平二二文科令二二・平二四文科令二四・平二七文科令三四・一部改正)

(試験認定合格者)

第十二条 試験科目(試験科目の免除を受けた者については、その

免除を受けた科目を除く。)の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。)であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書(別記第三号様式によるもの)を文部科学大臣に提出しなければならない。

(昭四七文令一六・平二二文科令二二・一部改正)

(審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(平二二文科令二二・一部改正)

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書(別記第四号様式によるもの)を授与する。

2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書(別記第五号様式によるもの)を授与する。

3 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願ひ出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(平一二文令七・平二二文科令二二・一部改正)

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明

を願ひ出たときは、合格証明書(別記第六号様式によるもの)を交付する。

2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書(別記第七号様式によるもの)を交付する。

3 以上の試験科目について合格点を得た者(筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。)がその科目合格の証明を願ひ出たときは、筆記試験科目合格証明書(別記第八号様式によるもの)を交付する。

(平二二文科令二二・一部改正)

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 試験認定を願ひ出る者	一科目につき 千三百円
二 審査認定を願ひ出る者	三千八百円
三 試験認定の試験科目の全部について免除を願ひ出る者	八百円
四 合格証書の書換え又は再交付を願ひ出る者	七百円
五 合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
六 筆記試験合格証明書の交付を願ひ	七百円

出る者	
七 筆記試験科目合格証明書の交付を 願ひ出る者	七百円

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書に貼るものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定に基づき申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならぬ。

3 納付した手数料は、これを返還しない。
 （昭四一文科令四二・昭五〇文科令二七・昭五六文科令八・昭五九文科令二・昭六二文科令四・平元文科令八・平三文令三・平六文科令四・平九文科令一・平一二文科令七・平一六文科令一三・平二一文科令二二・令元文科令二七・一部改正）
 （不正の行為を行った者等に対する処分）

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付

した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

（平一二文科令七・平二一文科令二二・一部改正）

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに
 当たつて参酌すべき基準
 （平二三文科令四四・追加）

第十八条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の關係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。
 （平二三文科令四四・追加）

第四章 博物館に相当する施設の指定
 （平二三文科令四四・旧第三章繰下）
 （申請の手續）

第十九条 法第二十九條の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は

指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

一 当該施設の有する資料の目録
二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面

三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類

四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

（昭四六文令二二・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二一文科令二二・一部改正、平二三文科令四四・旧第十八条繰下、平二六文科令二六・一部改正）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
三 学芸員に相当する職員がいること。
四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

（昭四六文令二二・平一二文令五三・一部改正、平二三文科令四四・旧第十九条繰下、平二六文科令二六・一部改正）

（報告）

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

(昭四六文令二二・全改、昭五八文令二一・平一二文令五三・平一五文科令五六・平一六文科令一五・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

第二十二條 削除

(昭四六文令二二)

第二十三條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

(昭四六文令二二・平一二文令五三・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

(指定の取消)

第二十四條 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

(昭四六文令二二・昭五八文令二一・平六文令三七・平一二文令五三・平二三文科令四四・平二六文科令二六・一部改正)

改正)

第五章 雜則

(平二三文科令四四・旧第四章繰下)

(学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十五條 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者

二 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

(平三文令三一・平二一文科令二二・一部改正)

(短期大学の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十六條 第五条第二号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、

旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成

諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学

予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了

し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

(平二一文科令二二・一部改正)

(修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十七條 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、

学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を
含むものとする。

(平二一文科令二二・追加)

(博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十八条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、

次に掲げる者を含むものとする。

一 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による博士の称号を有す
る者

二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

(平三文令三一・一部改正、平二一文科令二二・旧第二十

七条繰下・一部改正)

(専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる
者)

第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、

外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むも
のとする。

(平二一文科令二二・追加)

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 試験認定を受ける者のうち、博物館法の一部を改正する法律

(昭和三十年法律第八十一号) 附則第三項の規定により学芸員と

なる資格を有する者にあつては、第六条第二項の規定にかかわら

ず、選択科目の試験を免除する。

(略)

附 則 (令和二年一二月二八日文科省令第四四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次
項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、

この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当
分の間、これを取り繕って使用することができる。